

第14期千葉県生涯学習審議会第2回会議議事録

令和4年6月24日（金）

午後1時から午後4時

さわやかちば県民プラザ中研修室2

出席委員（敬称略五十音順）

乾 喜一郎	重栖 聡司	田中 美季	濱詰 大介
二村 好美	松本 明子	渡部 茂樹	

出席事務局員

千葉県教育庁教育振興部長	浅尾 智康
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	鈴木 真一
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課副課長	國吉 加奈子
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 主幹兼社会教育振興室長	柳生 浩之
社会教育振興室 社会教育班 班長	阿部 雄一
同 主査	大澤 幸展
社会教育主事	三島 隆志
副主査	岡本 彩花
さわやかちば県民プラザ所長	風戸 正
さわやかちば県民プラザ管理広報課長	東海林 和之
さわやかちば県民プラザ事業振興課 主査	山口 英一

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 さわやかちば県民プラザ内の見学
- 4 議 事（1）令和4年度社会教育関係団体への補助金の交付について（諮問・答申）

議長 本日の議事を説明する。議事の(1)、(2)であるが、県教育委員会から審議会に対して諮問事項があるので、まず、(1)社会教育関係団体への補助金の交付について、私が代表して教育委員会から諮問を受けたい。

事務局 諮問させていただきます。
教生第371号 千葉県生涯学習審議会会長様
令和4年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について（諮問）
このことについて、別添のとおり社会教育関係団体から事業計画書の提出がありましたので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条及び千葉県生涯学習審議会条例（平成3年千葉県条例第23号）第2条の規定により諮問します。
令和4年6月24日 千葉県教育委員会
どうぞよろしく願います。

議長 通常の生涯学習審議会の諮問、答申とは形が違うが、社会教育関係団体に、公の自治体が補助金を出す場合には意見を聞かなければいけないと社会教育法に決められているので、諮問という形を取らせていただく。この後、皆様に諮り、一定程度理解が得られれば、即日、答申という形で事務局から返すようにしたいので、了承いただきたい。
ただいまいただいた令和4年度社会教育関係団体に対する補助金交付について、事務局から、諮問内容、あるいは付属する各種資料について説明をいただきたい。

事務局 議事(1)令和4年度社会教育関係団体への補助金の交付について説明する。
まず、資料1を御覧願う。議事資料の資料1には、補助金についての諮問文の写しを載せている。
続いて、資料2を御覧願う。資料2には、関係規定を載せている。社会教育法（抜粋）、第13条には「国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員がおかれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に関する補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない」と規定されている。本県においては、社会教育委員会が廃止され、千葉県生涯学習審議会条例第2条において、「審議会は、法に定めるもののほか、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する。」と規定されている。県教育委員会では、社会教育の振興を図るため、県内で活動実績のある社会教育関係団体に対し、その事業に関する経費について補助金を交付している。そこで、令和4年度の社会教育関係団体への補助金の交付について意見を伺うものである。
資料3を御覧願う。令和4年度社会教育関係団体に対する補助金交付予定一覧を添付している。この内容について説明する。対象となるのは、県全体で活動し、全国組織につながる14団体となっている。なお、日本海洋少年団千葉県

連盟及び千葉県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会、千葉県PTA連絡協議会からは、諸事情により辞退する旨の申出が今年度はあった。そのため、今年度は6団体に対し補助したい。また、補助に当たり、令和3年度の事業内容と決算、補助金を受けたことによる効果、令和4年度の事業計画、収支予算に加え、団体の財務状況や会員数の推移、役員など組織の状況等について、各団体からヒアリングを実施し、申請内容を精査したところである。補助申請の内容の欄を御覧願う。各団体とも機関紙の発行や研修会費など社会教育の振興に寄与する事業であるため、補助金の対象事業としては適切である。補助金額については、支給額の下限を4万円とし、予算の範囲内で配分している。

次に、資料3の2枚目、特別補助金については、全国や関東規模の研究大会等を開催する年度に特別補助を実施している。平成19年度に開催された海洋少年団の全国大会、平成28年度に開催された全国高等学校PTA連合会大会千葉大会、平成29年度に開催された関東ブロック・ユネスコ活動研究会に補助してきている。今回、千葉県ユネスコ連絡協議会へは、これまでの状況を考慮し、団体から申請のあった52万円とした。各団体の交付申請に関する関係書類については、別添資料にまとめているので、御覧願いたい。

以上、よろしく御審議くださるようお願いする。

議長 昨年度のリーフレットや補助に関する資料等は、委員が各自で見てください。ただいま説明があったことについて、あるいは資料を見て、今年は広報紙等もそろえていただいているので、疑問のあるところについて、これはどういうことかというところがあれば、時間を取りたいと思うので、委員の皆様から出していただきたい。

委員 先ほどの説明の内容について伺いたい。補助事業の対象が全国組織につながる団体となっているのは何か理由があるのか。県内独自の機関ではなく、全国組織につながる県内団体という説明だったと思う。

議長 事務局、いかがか。千葉県内の社会教育関係団体の代表でもいいし、それが国とどのようにつながっているのかということでもいいかと思う。本年度は2つが出ている。特別補助が出ているので、別に説明していただくとわかりやすい。

委員 そもそものところであるが、あくまで全国組織につながる団体なので、補助の対象が県内の団体でなく全国組織につながる団体というのは何か理由があるのか単純に確認したかった。

事務局 対象となる団体については、県全体で活動しており、全国組織につながる団体を対象にしている。

- 委員 全国組織につながる団体が対象になっているのは何か理由があるか。
- 事務局 ただいま全国につながると申し上げた。そのことを補助対象団体としているのは、あくまでも県内で広く活動していることが絶対的な要件である。そういったことを称するに当たって、全国団体ともつながりがあって、県内で広く活動しているということで、現在、ここにある団体を補助の対象としている。委員がおっしゃったとおり、税を使っての補助になるので、最大の要件は県内で広くということである。
- 議長 候補団体は何団体あるのか。今年は6団体しか補助金申請を出してきていない。もともと候補となり得る団体は、千葉県には幾つあるのか。
- 事務局 県内において14団体ある。ただ、本年度については、補助金を申請しているのは6団体である。
- 議長 ものすごい数があるわけではない。その中で補助金を申請したのが、令和4年度は6団体、それ以外に全国規模の活動を千葉県で行う場合の特別補助の対象は、今年度、1団体出ているということである。これは毎年あるものではないのか。
- 事務局 これは、関東、全国以上の大会があるものに限り拠出している。
- 議長 委員の皆様、他にいかがか。
- 委員 補助金の交付予定一覧を見ると、補助金の金額が4万円、4万3000円、7万2000円、特別補助は52万円となっているが、数字の根拠はどういう形になっているのか。一律ではなく、それぞれ申請を出した数字の根拠を教えてください。
- 事務局 申請があった額を踏まえて、千葉県教育委員会が持っている予算の範囲内で配分している。
- 委員 何を根拠に配分しているのか。
- 事務局 各団体は、これ以外にも補助対象となる経費は多々ある。ただし、私どもも財政当局とのやり取りは努力しているところであるが、どうしても予算の範囲内でとなっている。現在の予算の総額がこちらに記載のとおりとなっている。

そこで、配分の方法であるが、財政当局とも協議し、最低4万円は今確保している状況である。そのほかの団体についても、現在のところ、残念ながら、年々1割程度削減しないと配分できない状況があり、少額ではあるが、できるだけ各団体への影響を少なくするように、前年度の金額をベースに1割程度の削減、ただ、最低限4万円は確保するのが実情である。今後とも、財政当局との交渉、理解を得られるように、事務局、生涯学習課としては努力していく。

委員 特別補助に関しては、上限は52万円になるのか。

事務局 申請された額からおおよそ1割程度の額を補助している。全体の事業負担額の1割となっている。

委員 今の1割というのが一番わかりやすかった。ただ、最初の6団体に関して、例えば、補助予定額が、千葉県子ども会育成連合会は7万2000円、他の団体は40,000円、4万3000円となっていて、申請額と一致している。また、前年のおりという説明もあったが、どうして差があるのか。例えば、会員数が違うといったことが理由なのか。予算書等を見ると、今説明があったとおり、特別補助の場合は1割を目安にということなので、総額520万円という予算を立てているので、それはすごく納得がいくが、その他の部分に関しては、曖昧だと感じて質問した。

事務局 予算の範囲内といった話をした。そういった中で、最低限、各団体4万円は確保する、ここは絶対にというところである。その他の団体についても、残念ながら、年々削減を図る方向で予算が組まれているのが現状である。前年から1割程度削減していくことを相手方にも話はしている。その辺を理解して申請していただき、私どもはそれについて満額の交付を決定している。実際には、各団体の事業費はもっとあるものと思われる。

議長 全体の事業費がこれよりもずっと多いが、その中で、この補助金の対象となり得るものについて、教育委員会との協議が事前にあるということか。

事務局 そのとおりである。

議長 各関係団体が協議を受けて、前年度と比較して、こういう項目でこれぐらいは申請しようとなったのが補助金申請額で、それは4万円以下にならないように総予算の中で決めたという解釈ではないか。

事務局 そのとおりである。

議長 もう一つ補足していただけるならば、子ども会育成連合会が昨年ほどのぐらいで、ここだけ7万2000円というのは、ここで審議するのに、どうしてだろうと考えるのが当然だと思うが、そのあたりを説明していただければ、そんなに難しくはないのではないかと思います。

事務局 昨年度、子ども会育成連合会は8万円を補助していた。10%減ということであるので、今年度の予算としては、7万2000円になる。

議長 昨年度よりも1割減程度で申請を上げてもらっているということである。その背景を、私が見て、感じているのは、子ども会育成連合会だけ他の団体と何が違うと事務局は判断されたかを説明しなければいけない内容ではないか。

委員 今の説明でいくと、特別補助は1割程度とよくわかる。先ほどの資料3の1枚目でいくと、最低ラインが4万円というのもすごくわかる。1割ほど前年よりカットするのもすごくよくわかるが、今の話のように、昨年8万円であれば、例えば高等学校PTA連合会、特別支援学校PTA連合会、ユネスコ連絡協議会が4万円なので、約倍近くの差がある根拠を知りたい。

事務局 金額の根拠、4万円の団体、7万円の団体というところであるが、これは前年から1割減、最低限4万円を確保ということを申し上げたが、1割減は補助の対象となる相手方への影響が大きくなるないように、よく激変緩和などと言ったりもしているが、可能な限り、相手側への影響が小さくなるように、1割減で現在交付している。ベースとなった補助金額がもともと大きかったところである。

委員 もともと大きかった金額の数字の根拠を知りたい。

事務局 この団体については、広報紙の他、研修会等も開いているということで、現在、7万2000円となっていると考えられる。

議長 ざっくりばらんに話していただいてもいいが、子ども会育成連合会も、広報紙だけだったら予算は大体4万円程度である。それにジュニア・リーダーを育成する分がここにプラスされて、それを認めたのではないか。

事務局 広報紙以外を認めているということで、確かに多くはなっていると考えられる。

議長 その部分が他の団体と違うという解釈を我々がしても大丈夫か。

事務局 これは他の団体とは異なるところである。

議長 補助対象事業の国の答申の中の項目がアからずらっとあるが、すべてエであるが、子ども会育成連合会だけは、イも入っている。県の予算全体を組むときに、全ての事業をトータルで見るとはなくて、例えば、広報紙だったら、啓蒙ということで認められるだろうということで、各団体もこれは認められるだろうというエの部分を出している。ただ、子ども会育成連合会だけはそれにジュニア・リーダー育成の部分もプラスしている。それは項目が違うからプラスになっている。そういう解釈では駄目なのか。

事務局 補助の申請については、会長がおっしゃるとおりである。確かに、イの部分がプラスになり、その分、多くなっていることは、この団体には言えると考えられるが、確認する。

委員 補助金に関しておかしいと言っているわけではない。これは県の予算で税金を使っているので、きちんと説明ができる形でないと、言われた金額をそのまま出しているのかと言われてもおかしくなくなってしまう。きちんと説明できる理由があったほうがいいと感じた。もちろん他の団体も、これとは別にもっと大きい金額を扱っているだろうし、例えば、会員数でやっているなどの明確な理由をきちんとつけたほうが、ここの差に関しては、見る人を見ると、疑問に思うだろうから、そこをきちんとできるといいと感じた。

委員 単純に見ていくと、イのための予算は46万円で、エのための予算が4万円という考え方は違っているか。46万円のほうに対して幾ら、それぞれに対して幾らというのがあるのかどうかかわからないが、単純に37ページだけ見ると、そういう比率と読めるが、さっきの濱詰委員の質問に対して、その答えだと何か不具合があるのかをまず伺いたい。また、7万2000円の内訳みたいところは設定しているのか。

事務局 特に設定していない。

委員 これは設定する必要はないのか。ないのであればない。ここはそれぞれに対しての補助金額を出すというわけではなく、総合的な判断で2つの目的に出しているのだから、そういう金額になっているのだというお答えであれば、それはそれでいいと思う。明確にしておく必要があると思う。

事務局 37ページの資料で、総事業費が50万円となっている。このうち県費補助の申請があったのが上段の7万2000円である。50万円は補助の対象となり得るべき金額と適当なものと認めている。その内数ということで7万2000円という申請であったので、適正なものということで判断している。

議長 総合的な判断の根拠に、4万円の広報費は、大体理解できているのではないかと思う。その上乗せの3万2000円がどこから根拠として出ているかというところ、私なりに考えれば、この事業は研修に参加する人からもお金を1万6000円も取る。対象を20人として、約1割程度を補助して3万2000円と、そうやって根拠を持って出したのではないのか。参加する人からお金を取る場合には、県の補助として、1人頭1割でも補助しよう、2割でも補助しようというのがあると思う。そこから出されたものでないのか。それと収支予算書はそんなに違いがあるようには思えない。そういう解釈はできないか。

委員 それを説明していただければ、逆にいいが、そのときによって違うとなると、逆に言い値でいいのかとなるので、きちんとルールづくりをある程度したほうが明確でないか。

事務局 今、議長からも話があったとおり、子ども会育成連合会は、参加者から1万6000円という参加費を取った上で、事業費として不足するものについての補助であったので、4万円以外にも我々のほうで3万2000円ほどの上乗せといった考えで支出するものと考えられるが、確認する。

議長 それだと、広報紙を申請した他の団体も納得はすると思う。では、こういう感じで整理して、議事録に明文化してもらうことはできるか。

委員 それは、ぜひやっていただいたほうが今後のためにもいいと思う。

委員 もしそれが明文化されれば、次年度以降、これ以上は下げられないと話していくことも可能になるかもしれない。最低4万円で、こういう事業に対しては1参加者へ補助が10%ということであれば、いいと思う。

もう1点伺いたいことがある。先ほど、濱詰委員の指摘があったように、補助金申請額と補助予定額が、今のところ、事前の説明があって、同じ金額ということではあるが、昨年の金額はこちらには記されていない。本来、もう少し大きな金額を各団体は申請したかったのではないかというところをいくと、例えば、申請額は本来4万4000円であるが、こちらで決定しているのは、予算の関係もあって4万円だという形ではいけないのか。そのほうが説明も非常にしやすいのではないかと思うが、一致させているほうがいい理由はあるのか。

事務局 一致させる必要はない。委員おっしゃったとおり、そちらのほうが補助の対象の事業費が私たちの団体には、これだけあるということも明確になると思うので、次年度以降、見える形でやらせていただきたい。

議長 次年度以降は、そういった方針で、この補助事業があれば進めていただきたい。他の委員はいかがか。

議長 かなりきちんとしたところで指摘があったので、そのあたりを整理するということで、これについてはよいか。
申し訳ないが、補助予定額ということで議事録のほうは、しっかり整理していただきたい。

事務局 承知した。

議長 これは承認されたということで、答申の形でこの場で返すので、事務手続については生涯学習課でやっていただけるか。

事務局 承知した。

議 事（２）千葉県における生涯学習推進の在り方について（諮問・協議）

議長 続いて、２番目の生涯学習推進の在り方についての諮問がある。

事務局 教生第415号 千葉県生涯学習審議会会長様
「千葉県における生涯学習推進の在り方」について（諮問）
このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成２年法律第71号）第10条第２項の規定により、別紙のとおり諮問します。
令和４年６月24日 千葉県教育委員会
どうぞよろしく願います。

議長 検討させていただく。
では、議事を進めさせていただく。第14期の生涯学習審議会の柱になるものであるので、これは本日で終わるといいうものではない。本日は諮問をいただいたばかりであるので、通常の議論を経て答申という形まで持っていきたいが、議論の柱立て、進め方については、事務局から案の説明から入りたいと

思う。

では、今、いただいた諮問について、事務局から、まず、諮問理由の部分の皆様様に説明していただきたい。

事務局 それでは、資料5、その後、資料6をもって説明させていただく。

まず、資料5の諮問「千葉県における生涯学習推進の在り方」の御議論に際してを御覧願いたい。諮問の目的、今後の審議の流れについて説明させていただく。この審議会での議論を踏まえ、千葉県における生涯学習を体系的に推進していくための10年先を見据えた方針を定めることとしている。また、県民の生涯学習の現状把握に努め、5年を目途に必要な応じて見直しを図る予定である。このために、今回諮問させていただいている。

その次に、取組のターゲット、審議の対象である。一言で生涯学習と言うと、非常に幅の広いものとなっている。今回の取組の主たるターゲットとして、学習者たる県民とさせていただきたい。企業内の社員教育、職業訓練については、除いて審議いただきたい。

審議の流れについて説明させていただく。現状と課題の整理については、本日の会議で審議いただきたい。その後、8月下旬に予定しているが、第3回の会議で生涯学習推進の目標、実現のための視点、それぞれの実施主体に期待される役割、県の生涯学習部門が取り組むべきことを8月の会議では議論願う予定である。当然、他部門との連携といった視点も必要かと思うので、こういったものも議論の中に入れていただきたい。

諮問の理由、進め方等については以上となる。

議長 今後、生涯学習推進の在り方についてどう議論していくかということであるが、1つは、対象を学習者としての県民とし、今回は、企業内の社員教育については除いて考えたい。流れについては、本日は、今後議論するにあたっての現状と課題を整理して、そのあたりのところは、プラスの面もあるし、委員から出していただきながら、次回は生涯学習推進の目標から始まって、矢印の方向で議論をしてほしいという事務局の説明であった。議論の流れ等について意見や、こういう観点もどこかに入れてほしいというのがあれば、当然おっしゃっていただいて結構であるが、流れについていかがか。

議長 特にないようであるので、流れについては、このように進めさせていただく。

今度は、資料6-1が出されている。諮問理由は文章化されているので、資料6-1の横書きの部分、2の生涯学習をめぐる現状認識に限って事務局から説明していただければ、その先が進めやすくなるが、いかがか。

事務局 それでは、説明する。まず、全体の資料のつくりであるが、2の生涯学習を

めぐる現状認識ということで、たたき台として用意している。その下、本県における現状と課題を整理したものとなっている。多様な学びの場、情報提供、学習成果を社会につなぐ仕組、多様な主体との連携・協働となっている。右側に記載しているのは、具体的には8月の審議になるかと思う。本日整理していただいた現状と課題を踏まえて、生涯学習推進の目標、視点、施策の方向性を8月には審議いただくことになると思う。

それでは、2の生涯学習をめぐる現状認識である。まず、社会情勢について、私どもでたたき台をつくらせていただいた。主に、これは国の中央教育審議会でも議論になっているもの等も検討し、取りまとめたものである。なお、資料6-2に数値的な根拠等はあるので、こちらは1ページから2ページに記載がある。そういったところも参考にしながら見ていただきたい。

まず、社会情勢である。人生100年時代を迎えて、職場や職種の転換の機会も非常に増えてきており、リカレント教育の充実が必要であるという認識を持っている。また、地域活動などの社会貢献も生涯学習の重要な要素となってきている。また、現在は、Society4.0という段階にある。Society5.0は、情報社会の次に来るICT等の技術を活用した、さらに発展した世界となるかと思うが、技術革新が急速に進み、ICTなど先端技術を生かした学びの場が必要なものと考えている。一方、ICTの技術を使える人と使えない人の格差、デジタル・ディバイドの解消も必要であると考えている。また、産業界においては、先端技術を活用できる人材の育成が求められていると認識している。また、SDGsの国際目標「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進」の実現には、多様な主体の連携、協働がなければ実現ができないものと考えている。

また、生涯学習をめぐる状況であるが、資料6-2の冊子も御覧になりながらと思っている。生涯学習をしたことがない人の割合は約5割程度という統計の結果がある。非常に高い状況である。学習や学習成果の活用などの啓発が必要であるという認識を持っている。また、職業などにつながる学習ニーズの高まりもあると思う。学習に際しての課題であるが、時間や場所等の制約が最も多いという調査の結果があった。約3割に上っている。これらについては、ICT等の活用による課題解決が必要な状況であると認識している。

議長

資料6-1の2、現状の認識をこう捉えていると、中央教育審議会の分科会が出されたもの、あと内閣府の調査による生涯学習の状況が大体述べられている。別冊の1ページと2ページに対応しているので、こちらも見ながら、説明がもう少し必要という部分があれば出していただきたい。加えて、ここには書かれていないが、こういう現状もあるのではないかというものを委員から言っただけであれば、それは入れたいと思うので、あればここで出していただきたい。それを整理した上で現状の課題の具体的な認識にいきたいと思う。

リカレント教育の充実は、中央教育審議会の生涯学習分科会で項目として出していたか。

事務局 中央教育審議会ではあった。それは、人生100年時代を迎え、健康寿命が伸びているということがある。そうなってくると、職場や職種の転換の機会も非常に増えてくるということがある。そうなってくると、転換に際しては学び直しが必要だという理屈の展開で中央教育審議会でも述べられていた。

委員 リカレント教育は、2018年の生涯学習分科会の今後の方針、あるいは今後の議論の方針の中に、一つの大きな柱として出ている。それと併せて、今般の中央教育審議会の議論に加えて、骨太の方針であったり、教育未来創造会議での議論などでも必ずリカレント教育についての言及があるので、併せていくと、今、アの人生100年時代の到来とつなげている場面のみ書かれているが、恐らく、イ、ウにも関係してくる話になると思う。

併せて、イについて、Society5.0に関して、ICT、先端技術、デジタル・ディバイドみたいな、デジタル化に関する話だけが書かれているが、Society5.0自体は、これまでの情報社会から知識基盤社会へと、知識を基盤とした価値創造をしていくという議論である。これについては、デジタル関係にかかわらず、学ぶ内容自体をよりアップデートしていかなければいけない、更新を重ねていかなければならないという議論につながっていくと思う。どのように反映するかはともかくとして、デジタルのみに限定されないという認識の下、今後の議論が必要になると認識している。

議長 他にいかが。

委員 Society5.0も含めて、ICT等、情報産業というかIT系にかなり注力されているイメージがある。例えば労働移動、職種の転換という、もっと広く考えると、今足りている産業から、足りていない介護のスキルを身につけるとか、建設のスキルを身につけるとか、いろいろなスキルを身につけるための生涯教育というものをもう少し出したほうが、何もSociety5.0、情報化社会ばかりでなくて、いろいろなスキルを身につけると解釈して、もっと広く捉えてもいいのではないかという気はする。

議長 今のように意見を出していただければ、入れられるところはプラスで入れていきたいと思う。今のことについて、事務局から何かあればコメントをいただき、なければ、そのまま進めたいと思う。

事務局 渡部委員からもあったとおり、私どもがSociety5.0のところで記載したの

は、産業界では先端技術を活用できる人材の育成が求められるといったITに偏った記載になっているかと思う。足りている分野、足りていない分野への労働移動といったことも、今いただいた意見を基に事務局案として整理できればと思う。

委員 先ほど渡部委員が言われたのとかかなり近いことではあるが、今、鈴木課長が先端技術と言われたが、例えば、福祉の世界であれば、介護で今求められる技術も先端技術の一つである。建設であれば、橋梁の更新でも新しい技術が求められる。今求められる技術というのは、情報に限らず先端技術になると思う。先端技術という書きぶりだと、情報、IT系の印象が強くなり過ぎることであれば、今後求められる技術みたいな、最新の技術であるとか、知識みたいな言葉を入れてもいいかもしれないし、技能という言葉併せて入れてもいいかもしれないし、幅広く捉えることができればと提案させていただきたい。

議長 渡部委員の意見を包括するような感じで意見をいただいているので、参考にまとめていただきたいと思います。

他にいかがか。

委員 PTAに関わっているので、生涯学習の中でも社会教育に寄りかかった発言になるかもしれない。先ほど、遠くから来て大変だったという話があった。柏に県民プラザはあるが、明日、これを千葉につくろうといたら無理である。やはりできること、できないことはあると思う。資料6-1で見ると、一番下の多様な主体との連携・協働は、すぐにできていろいろ効果も高いと考える。今回、千葉県としてどうやっていこうかというところであるが、せっかく先ほども補助金の話があったので、補助金を出している社会教育に携わる各団体の横の連携、ここにも社会教育主事・社会教育士の養成を促進と書いてあるが、連携の促進役であることをきちんと明確化して、その部分で横の連携をすることによって、そういうアプローチからも社会教育や生涯学習を推進していく動きを強められると思う。ただ、箱をつくろうとか、県としてこういうふうに押し進めようということだけではなく、具体的に動いていくのではないかと思う。それぞれの団体でたくさんのノウハウがあり、我々PTAも今県内で30万人ほどの会員がいるので、その中でも、例えば、社会教育に対してどういうふうに取り組んだらよいかという話もしているし、それぞれの団体でも話していると思うので、そういったところの横のつながりがあるといいのかなと思った。

他県の事例ではあるが、とある県では、例えば、教員を育成する大学にPTAの会長が行って、自分が経験した社会教育について、話をしていると聞いている。そういったところからも、先生、もちろん保護者もそうであるし、先生

になる前の方たちにも意識を高めていただいて、どんどん広めていただくとか、いろいろなアプローチがあると思うので、そういった連携とか協働はすごくポイントになると感じた。

議長 非常にいい意見をいただいた。今、2の生涯学習をめぐる現状認識のところである。何もなければ、下の段階に行こうと思っているので、その中で発言とさせていただきたい。

議長 次に、3の現状と課題のところ、事務局は4項目をつくっているが、5項目であってもいいし、削ってもいい。今言った意見をもう少し膨らませてもいい。意見をいただくにあたり、事務局から説明していただきたい。

事務局 私どもで一旦4つにまとめているので、議論は1つずつ区切っていただければと思うが、まとめて3の現状と課題について説明する。

2の現状認識等を基に、現在の本県の状況について、いろいろ検討、検証してきた。項目としては、多様な学びの場をはじめとした4つの項目でまとめるのが柱としては一番わかりやすいだろうということで、本日、たたき台として提案している。

1つ目、多様な学びの場について、実施の主体ごとにまとめている。まず初めに、千葉県であるが、本日、生涯学習センターとしてのさわやかちば県民プラザを御覧いただいた。こちらは、児童向けについては、趣味的学びから大学と連携した教養的な学びまで非常に充実しているところがある。今日の配付資料でも、ちば子ども大学に対するものがあると思う。ただ一方、社会人向けについては、教養・子育て講座に内容が限定されているのが現状である。職業に関する学びの場としては少数といった状況となっている。県の役割としては、高等教育機関等や民間教育機関で行われている専門的な学びにつなげていく学びの場が必要ではなかろうかという課題があると認識している。また、障害者の学びについては、市町村を支援、学びの提供方法は主に集合方式で、オンラインによる学びはまだまだごく一部にとどまっている状況である。

次に、市町村であるが、家庭、趣味、教養など身近な学びが充実している。市町村については、数字、データ等は4ページから5ページに記載がある。こういったところも併せながら見ていただきたい。県と同様に、職業に関する学びは少数の提供にとどまっている。障害者の学びについては、約3割の公民館で実施している状況があった。また、パソコン講座等、デジタル・ディバイド解消の取組は、約半数の公民館で実施されているという調査結果が出ている。

また、高等教育機関についてであるが、冊子では6ページになる。職業実践力育成プログラム等は4校で15課程で実施されているのが現状で、残念ながら、まだ少数にとどまっている。ただいま申し上げた職業実践力育成プログラ

ムについては、学部で単位を取るものよりもはるかに短い時間で新たに社会人の学び直しができるものであり、文部科学大臣の認証がある。そのほか、本県においては、放送大学で多数の課程を実施している状況がある。

民間の教育機関については、資料では7ページになる。近年では、カルチャーセンター等の学びは大幅に増加して、公民館等での受講者とほぼ同規模になっている状況である。また、eラーニングが増加してきている特徴もある。リカレント教育に関する市場規模が少し長いスパンではあるが、30年で3倍に拡大している状況も見られる。

次に、情報提供である。さわやかちば県民プラザで、ちばりすネットというものがある。これは、県内の講座、イベント、講師、施設に関する情報をインターネットを通じて提供しているものであるが、登録講座は開催講座のごく一部になっている現状がある。また、学習相談は少数にとどまっている。そのほかの観光案内が非常に大きくなっている。あと、身近な学びやボランティア等の講座関係が非常に多い。やはり職業等のリカレント教育に関する相談体制は未整備という状況となっている。

次に、市町村、資料では10ページになるが、講座を検索できる独自システムによる情報提供等々はまだ数団体しかない。県で持っているシステムを活用しているところも数団体で、まだ不十分な状況になっている。

次に、学習成果を社会につなぐ仕組みであるが、資料では11ページになる。まず、県には、学習履歴を記録し地域活動につなぐ「ちばネット手帳」があるが、その活用はまだまだ不十分な状況である。また、学びの成果が社会にどう生かせるのか、学習者が生かせる仕組みづくりが必要であると感じている。これは市町村においても同様であると認識している。また、県の役割としては、学習者の学習を推進できる講師やそれを企画する者の育成が必要であると考えている。

また、市町村は、県と同じような状況であるが、学習の推進者として、そういった方が地域で活動する場を提供することが求められているのではないかと考えている。

多様な主体との連携・協働は、さきに濱詰委員からもPTAの方々との連携についても話があった分野ではある。まず、県では、大学や研究機関と連携して児童生徒向けの講座を提供している。これは比較的多くて、現在20講座程度ある。また、社会の変化に対応した学習を推進するため、企業、大学、NPO等との連携の充実が必要であると感じている。福祉機関、NPOと連携した障害者の学びは、各地域の公民館と連携して、近年、取組を積極的に始めた分野であり、年々、市町村で取組が広がっている状況である。生涯学習推進に関する市町村との包括的な連携体制については、現状では、県と市町村の間には、そういった体制はない状況である。

あと、市町村であるが、統計では、民間事業者と連携した取組はごく一部で

実施している状況があった。また、地域学校協働本部は、学校外で子どもが学ぶという視点かと思う。地域学校協働本部を活用した連携の強化は、さらに強化が必要ということで、現在、私どもも強化していくためにいろいろ努力している。

私どもで整理した4項目については以上である。

議長 千葉県と市町村を分けて現状と課題、事務局から4つの項目について説明があった。1個ずつではなく、4つとも共通する課題もあるようなので、こういう点は現状と課題に入れておいたほうがいいことや、この表現はおかしいのではないかということがあれば指摘していただきたい。それから、別冊資料は、先々の答申を考えると、この資料が当然使われることになるので、この資料の使い方がおかしいとか、こういう資料があったほうがいいといったご意見を出していただければ、次回までにそろえてもらうこともできる。ここは自由に委員の皆様から意見を頂戴したい。あと、どこにも入らない、それぞれのものについては、また後で時間を取りたい。

委員 学びたい人に対する環境づくりという項目が1つあったらいいと思う。スキルを学びたい、リカレント教育を受けたいという人がいるが、例えば、仕事が忙しくて、やる時間がない、もしくは学びたいが学ぶにはお金がかかるので、補助金をもう少し出してほしいというニーズがある。学びたいと思っている人が学べる環境づくりをするには、企業の理解も必要で、長時間労働を減らして、新たなスキルを学ぶための時間をつくれるようにすることや、例えば、スキルを学ぶためには、企業にも、国や県や市からも補助金を出すなど、学びたい人に対する環境づくりという項目があるといい。

議長 それは、4項目とは外れる形のほうがよいか。どこかに入れたほうがよいか。

委員 多様な主体との連携に入るという気もするし、議長が言ったように、独立して入れたほうがいいのかという気もする。

議長 個々の施策にも影響するから、そういう項目をどこかに入れるのか、また、別に項目をつくるかは事務局に整理してもらいたい。他にいかがか。

委員 こちらの項目それぞれは、先ほど委員も言った、環境づくりも踏まえてとあったが、現状の中で、正確な情報がないものが幾つかある。今回、対象は学習者たる県民と明言されているが、実際には、今学んでいる方だけでなく、これから学んでいこうという潜在的な学習者の方がたくさんいらっしゃる。その方々がどれだけ参加していただけるか、実際に学習を実施していただけるかが

鍵になってくると思う。そのときに、実際、県内での学習の実施率は、国と比べてどうなのかという情報は、現状あるのかないのかというと、正確なものは恐らくないと思われる。ないのであれば、それを調査していく必要がある。かつ、県内の状況についても、県民プラザがある柏や県北はどれぐらいで、県南はどれぐらいなのか、それにエリアの差があるのかないのかも正確にはわからない。例えば、男性や女性、年齢層は、全国的な情報で言うと、男性より女性のほうが実施率が高いとか、年齢は高くなっていくと実施率が下がっていくみたいな状況があるが、県内でも同じ状況なのかどうか、現状の正確な情報はわからない。現状がわからないのも課題であれば、次回以降の審議で、それに対して調査の予算を取って取り組むといったことも考えられる。1つは、今実施する側の話をしたが、今度、教育を提供する側についても情報がそこまで正確かどうかわからない部分があると思う。では、職業に関する学びがまだ不十分という課題がこちらにも幾つか書かれているが、県内の千葉市の方であればこういう施設に行けるが、例えば、館山や鴨川の辺りだったら、行こうとすれば大変なのかどうか、近くに存在するのかどうかもやはり調べなければいけない部分である。

今度は、それを活用する、学習成果を社会につなぐということについても、現状認識が必要で、例えば、学んだ内容を評価していただける、あるいは、職業につなげる評価をするということであれば、県内の企業はどれぐらい評価をしているのか。学習に対して積極的に評価する企業はどのようなタイプのところなのかということも、全国と県で違いがあるのかどうかもわからない。ただ、ひょっとしたら、正確なデータではなくて、渡部委員を通じて、実感値的な、定性的な調査ができる可能性はあると思う。正確な県の現状を、千葉県は、全国から見たときに、こういう部分では先進的だが、こういう部分ではまだまだ課題が大きいのだというところは、調査して、データとして明らかになれば、次の取組に進んでいけると思う。正確なデータが今存在していないのは、大きな課題として、各項目に入れられるべきものかなと思う。

委員 同じような話になるが、学ぶ環境に地域間格差があってはいけないと思う。そういうデータを基にして、学びたい人はあまねく学べるのだと。例えば、柏のようにこのような立派なところがある市もあれば、学びたくても学べない人もいる。あまねく学びたい人が学べる、地域間格差がなくせるというのは、一つ課題として取り組んでもいいと思う。

委員 私も全く同感である。もう一つつけ加えていただきたいのは、学習の環境格差がある。もう一つは、学ぼうとする住民、ここでは対象は県民ということだが、地域ごとの認識、意識調査をすると、かなりギャップがあると思う。それぞれの市町村の生涯学習に関わる部署で、様々な講座の開設をやっているが、

地元としては、当然ながら、ニーズに応えることを最優先にしている。そうすると、国の調査と実際の地域での格差は、千葉県の中でも相当差がある。学習環境にも相当の格差があるから、私もデジタル・ディバイドの解消が大切なことは十分わかるが、現実問題として、地域格差は県民だけでどうにかできることではない。行政も一生懸命解消しようとするが、予算的な面もあるし、そういった意味で実態調査は必要だと思う。ただ、国の統計だけにとらわれずに、足元を見る必要がある。

委員

公民館に勤務している。本当におっしゃるとおり、デジタル化については、本当に格差を感じている。そして、公民館に来る層は、年々、高齢層が増えている。近年、60歳を過ぎても、大体の方が職業を完全にリタイアすることなく続けている。60代で公民館に来る方は、半分働いて、半分余暇があるという方である。ところが、大体はフルタイムでそのまま続けて働く方が増えている。今後、65歳、また70歳まで働く方が多くなってくると、地域に完全に戻ってくるのは70歳以降になる。70歳の時点で元気で地域活動に携われる方がどのくらいいるだろうか考えると、非常に難しい問題で、70歳を超えて初めて地域デビューしたときに、果たして地域に溶け込めるかという心配がある。本来ならば、30年前ぐらいに生涯学習をやっていた時代を思い起こすと、60歳になったとき、人生80年としたときに、確か、余暇が10万時間ぐらいあるだろうと言われていた。当時は、50歳ぐらいを迎えたら、60歳以降の余暇活動について少しずつ準備していったらいかかというのが、生涯学習の考え方だったと思う。

ところが、今はリカレント教育の面から、60歳になったときに、仮に1回今やっている仕事に区切りをつけて、別の仕事をしてみようという方も恐らくいると思う。その準備期間としての学びの場が必要だと考えるのであれば、今は過渡期なので、オンラインができる方とできない方が混在しているため、両方並走する必要がある。実は、私の所属する市内公民館でも両方できるようにということで取組んでいる。職員個々の負担が非常に増えている。そういった中で、負担が増えている期間をどうするかという考えも必要であるし、オンライン化が完全に進むことを見据えて、基盤づくりも併せてやっていかないとけないと思う。

公民館では、若者がなかなか公民館に寄っていただけないという課題を抱えている。例えば、リカレント教育について、資格を取れるリカレント教育になれば、若者も土日や夜間に週1回でも来て勉強してみようかということもあるかもしれない。資格を取った後に、その資格を生かせる仕組みをつくることによって、先ほど皆さんがおっしゃっている連携につながっていくと思う。そこには相談の場があってもいいかもしれないし、相談の場が福祉関係かもしれない、あるいは職業訓練の場でもあるかもしれない。教育だけではなくて、あらゆる社会全体の機関につなげてあげる場が必要なのではないかと思う。

議長 委員の皆さんは、いろいろな価値観をもっておられるので、どんどん出していただきたい。出された意見は事務局で整理してもらって、項目立てを外にしたほうがよければそうしていただきたい。今日は、意見をとにかく出していただければ、それが次回につながる。次回、資料として用意できるものやできないものもあると思う。

もう少し聞いてみる。

委員 私はずっと図書館の仕事をしていた。こういう計画には公民館は必ず出てくるが、なぜか図書館は出てこないということがよくある。ここで言う学びの場は、どれも講座や教室、学ぶプログラムのなものを提供するところ、学校的な学習の仕方だと思うが、今は、個人的に自分で学習の方がすごく多いと思う。そういうところが入っていないのではないか。そういう方は特に時間も限られるし、全10回の講座とかでは来られない方が多い。そうではなくて、個人で学習する場の提供についても入れてあげないといけないのではないかと思う。手前みそであるが、図書館はそういう方が来るので、私は公民館も見ているが、図書館は割と若い層もずっと来ている。同じような講座とか講演会をやっても、公民館で主催したときと、市役所が主催したときと、図書館が主催したときとでは来る層がかなり違ったりする。個人的に行って学習したいというニーズも救ってあげたい。今、学習室みたいなスペースの要望がすごく多いが、それが公民館にあってもいいし、図書館にあってもいいし、学校とかにあってもいいと思う。学習できる場があって、そこにだんだん地域の人も来てというのもあると思う。公民館は割と日本独特のものだと思う。北欧とかに行くと公民館はなくて、図書館がそういうものをやっていたりする。県民プラザの中を今日見学したが、ミシンが置いてあった。北欧では図書館にミシンが置いてあるところがある。いろいろな人に学習してもらいたいということだったら、教室とか講座の提供だけに限らずに考えていったほうがいいと思う。

議長 他にいかがか。

委員 今まさに、田中委員、松本委員がおっしゃったことに近いと思うが、今、学習を実施していない方に学習を促そうとしたときに、学習について相談できる場が身近に増えていくことが重要になると思う。相談相手は、図書館であれば司書が最初の相談窓口で、公民館であればその場にいる社会教育主事、社会教育士が最初の相談相手になるかもしれない。相談する内容によっては、図書による学習になるかもしれないし、例えば、職業訓練施設、ポリテクセンターのようなところに行っているレファレンスがあっても面白い。学習する際の相談機能の充実について、幾つか書かれているが、どのような立場の方が入口であ

ったとしても、県内のどの場所でも、どんな形であったとしてもできるような形がよいと思う。まだまだ、縦割りで、次につながっていける場所は、他の場での学習機会はなかなか案内されていかないから、そこは課題として上げるべきことであると感じている。特に職業、あるいはリカレント教育の中で、ある大学や大学院で実施している講座の情報は、本当に他に知られていない部分も多い。本来であれば、どこの図書館でも、千葉何とか大学の大学院でこういう履修証明プログラムをやっているみたいなことを教えてもらってもいいはずであるし、匠瑛のハローワークで聞いても、相談員の人はそういう情報を知っているみたいなことができる一番いいと思う。残念ながら、今は、そこは聞く相手によって教えてもらえる講座が全然違うみたいな状態にいるのかなと思う。

議長 乾委員は課題を整理しておっしゃっているが、その先の施策の部分もある程度固めながら言っているので、次回が非常に楽しみである。

事務局 渡部委員からは、環境づくりというところで、時間がないとか、企業の考え方、それから、乾委員からも、県として、まず把握できていること、できていないことというところがあった。学ぶための時間がないといったことは、今、私どもも同じように課題に感じており、正直なところ、現状では、県内の最新の情報は持っていない。今年度、県庁で実施している県民世論調査に生涯学習に対する県のニーズなど、数は限られるが、どんどん入れていこうと思っている。あと、インターネット調査もかけて、県内の状況を把握していきたいと思っている。そうすれば、住んでいる場所、性別、当然属性もわかるので、クロス集計で県内の状況もわかってくる。その辺のところは、可能な限り早く実施できるようにしていきたい。

あと、ご意見をいただいて勉強になったところは、松本委員、乾委員からもいただいたが、学習の相談についてである。松本委員からは、それがどういったものにつなげられるのかという話もあった。先の話になるが、まさしく、総合的な学習案内、相談学習の場を県のセンター機能というものを、公民館の中の公民館的なものも持って、総合的な案内もやっていけるといいなと感じた。今日いただいたところを整理して、方向性などもよくよく考えながら提示できればと思っている。

委員 もう一つ伺いたい。多様な学びの場のところに幾つか出ているが、職業に関する学びが少ないと書いてある。もっともだと思う。大学に行くときだって、こういう仕事をやりたいと思って大学に入ったわけでも何でもないし、4年間終わって、こういう仕事がやりたいとって、そこの企業に勤めたわけでも何でもなくて、仕事を10年、20年やっていく中で、無理やり、今勤めている会社

に自分を合わせていったみたいなどころがある。高校時代、中学時代、できれば小学校からでも、キャリア教育をもう少し充実させたほうが良いと思う。ここで課題として、職業に関する学びがないということを問題提起されているので、ぜひ問題提起に対応することを、キャリア教育の充実についてぜひ入れていただければと思う。

事務局 高校卒業後、すぐ就職しました、自分が学んだことというよりも入った先で、自分を合わせていくということで、離職率が結構高い。高校を卒業して早いうちに離職、その辺の若い方々の学び直しも私たちは考えていかなければいけないと思っている。小学校、中学校などの学び、広く言えば生涯学習のうちの一つであるが、これは学校教育の分野であるので、私たち生涯学習の分野からすると、そういったところとも連携しながらまとめていくのかなと思っている。

乾委員 せっかくだから、そこに重ねたい。今、渡部委員は中高、あるいは鈴木課長は、若年者向けにキャリア教育という話をされたが、これは年代を問わず必要で、なかなか今存在していない機会ではないかと思う。30代、40代、先ほど松本委員が言っていた50代、60代に対しても、それぞれに必要なキャリア教育があるはずで、例えば、この先、自分が第2の人生をどうやっていくのかみたいなことを考える機会にしても、それはまさにキャリア教育そのものである。今後、全年齢を対象としたキャリア教育の機会が求められることを考えれば、この課題は生涯学習に係る課題になるのではないかと考える。

議長 どうしても最後にこれは言っておきたいことがあったら、どなたかお願いできるか。

委員 質問であるが、多様な学びの場のところに、障害者の学びについて市町村を支援と書いてある。これは具体的にどんなことを考えているのか。

事務局 私どもの広報が足りていなかったのかなということで、まだ始めたばかりであるが、市町村の公民館と一緒に、障害者の方が受講できる講座の開設を今広めているところである。何年前に、国の補助事業を活用して県で勉強させていただいた。勉強して我々のほうもノウハウを得たので、それを市町村の公民館にも広げていくことをやっている。具体的には、講座自体は普通の講座、例えば、お料理教室でもいいが、普通の講座を障害者の方が受けられるようにするには、どういう工夫が必要なのかといったことを市町村の方と一緒に、講座の開設をやらせていただいている。

委員 障害者といってもいろいろな障害を持つ方がいて、私がいる市では、1つの

公民館に軽度の知的の方を対象にした学級があるが、呼び込みのときに、若者と交流するという趣旨で募集するが、高校生、大学生を集めて、障害を持つ方とどう交流していったらいいかは非常に難しい問題で、担当する職員がいつも苦労している。素養がある職員が担当できれば一番いいが、必ずしもいつもそうではない。市町村で行うような場面では、結構大変ではないかと思っている。福祉の団体と一緒にタイアップして、専門的な知識がある中でできれば一番いいが、そうではない環境で開催しているところもあると思う。それを、公民館のある職員が意思を持って始めたのがきっかけで、ずっと長いこと続けているが、そのような職員がいなければ、私の所属する市では、このような講座はなかったと思う。障害者と学びについては、実際を目の当たりにして難しいなど思っているところである。どういった支援をしていただけるのか非常に気になっている。

事務局 今やっていることは、市町村の公民館に行って、まず、どういった講座がいいのかは、結局は、例えば、特別支援学校の子たちが卒業してからの学びの場になるので、親御さんとか、そこにいる方から需要の調査をする。それから、対象の子たちは軽度の知的障害になるかと思うが、そういった方々が受講するにはどうしたらやりやすいのか、そのノウハウ、どういったところと連携したらいいのか、そういったものも地元の市町村の方と考えながら、講座の開設、実施までこぎ着けているようである。

委員 教育委員会の職員というよりは、福祉関係の職員ともつながってやっていくほうがやりやすいと思うので、教育委員会だけではなくて、幅広く関係する機関と連携を取っていく必要があると思う。知的といっても個々に症状が違うので、毎日関わっている方だったらいいが、講座等でやられる場合には非常に難しさを感じている。私は、いろいろな施設に学習しに行ったこともあるが、重度の方の施設は、その施設の中でも軽度の方に声をかけてもらい、参加していただいていたというのが実情だった。障害に対する線引きもなかなか難しいし、1か月に1回、あるいは年に数回会うような場面では、そこまで知識が必要なのかどうかということもあって、開催するときに非常に難しさを感じながら開催していた。実際に職員が担当するときにノウハウを伝えながらやれる状況をつくらないと広まっていけないと思う。

議長 教育委員会だけに限らずオール県庁で、現状とか、こういうことに課題が残っているとか、もし話せることは次回話していただければと思う。

事務局 国の補助事業で行ったときも、こういう場合にはこういった団体との連携が有効であるということは、私たちも学習させていただいているので、その辺も

含めて、市町村と講座をつくるときには、私たちだけではできないので、福祉部門のここと一緒にやりましょうといったところから相談をさせてもらっている。

議長 いろいろ意見があったが、この続きは次回にしたい。1点だけ、もう随分上がっているが、委員から、こういう資料を次に示してもらいたいというのがあれば、出していただきたい。

委員 直接的には議論のスコープからは離れるが、職業訓練関連の情報が一緒にあるとうれしい。県内の教育機関の情報が幾つか入っているが、例えば、職業訓練施設は県内にも各種ある。ポリテクセンター、教育プラザにあると思う。そういう県内で提供されている講座の情報が入っているとうれしい。ただ、直接高校生から上がるのではなくて、社会人対象の講座数がこれぐらいあるとか、こういう範囲であるとわかるとありがたいと思う。

委員 それに関連して、生涯学習という言葉の定義もきっちり出したほうが良いと思う。今、職業訓練という話題にもなっているので、例えば千葉県として、生涯学習は、さっき公民館とか図書館という話が出たが、そこに行ったら、人生を豊かにするための学びを得られるが、職業に対するスキルもつけられるということも、一つの特色として押し出していくというとおかしいが、若い人は、職業のことを学びにいこうと思ったら、ハローワークに行くと思う。公民館に行こうとはあまり思わない。千葉県型の生涯学習というのをきちんと定義して、こうすると、こういうスキルが上がるとか、障害者との触れ合いもそうであるし、どのようにするのかそういった結果みたいのところまで見ると、参加する方もすごくわかりやすいと感じた。この資料にある半分の方が生涯学習をしたことがないと内閣府の世論調査で出ているが、そもそも生涯学習が何かわかっていない方も中にはいらっしゃると思うので、そこをきちんと明確化したほうが結論も出しやすいと感じた。

議長 ここで事務局のほうに進行を返すので、次回等の連絡をよろしく願います。

—— 以上 ——